

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ
羽生領島中領用排水路.....

土地改良区だより

平成21年7月発行

第8号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課
所在地 〒348-0027
埼玉県羽生市大字上羽生462番地
TEL 048-561-3791 FAX 048-563-3218
<http://www.geocities.jp/hanyuryo2005/index.html>
E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



生き物調査（今戸用水路）羽生市立井泉小学校
羽生市大字井泉地内

【おもな内容】

- 通常総代会開会挨拶
- 平成21年度収入支出予算のあらまし
- 平成21年度事業のあらまし
- 平成21年度賦課金等について
- 平成20年度事業の実施状況
- 財務状況の公表
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について
- お知らせ

平成20年度通常総代会が開催される

開会挨拶

羽生領島中領用排水路土地改良区

理事長 野 中 英 二

平成20年度通常総代会開催するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。役員・総代の皆様には、早朝より公私ともにお忙しい中、多数のご出席を頂きましてありがとうございます。また、日頃より本土地改良区の事業並びに運営等に特段のご高配を賜わり、且つ、ご指導を賜わっておりますことを深くお礼を申し上げる次第であります。本日は、埼玉県農林部 清水副部長様、埼玉県加須農林振興センター 寺西副所長様、並びに、独立行政法人 水資源機構利根導水総合管理所 服部副所長様のご来賓皆様を賜わり心から御礼を申し上げ同時に錦上花を添えて頂きましたことを衷心より重ねてお礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

さて、世界は、サブ・プライムローン問題をきっかけと致しまして、昨年から経済・金融危機により、世界同時不況になって参りました。特に、経済の後退、それに伴う企業輸出等の急激な減少により、景気後退が一段と鮮明にあらわれて参りました。そのため国内では、政府が緊急景気対策として定額給付金の支給の実施などを決定しておりますが、景気後退のスピードが想像を遥かに超える速さで進んでおるところでございます。企業では、大規模な人員削減を行うなどの対策を講じておりますが、景気の悪化が歯止めがかからない状況にあります。また、業績と連鎖するよう日本での株価も下落を続け、日経平均がバブル後最安値をつけるなど不安定な状況にあります。しかし、農業を取り巻くところの環境・諸情勢をみると大きく変化しており、農業に追い風は吹いて来るような感じが致しております。日本の食料自給率は、世界の先進国の中で40%と言う低水準にございます。また、農作物がガソリン燃料に変わるバイオエタノールの利用拡大で、そのため小麦・サトウキビ・とうもろこし等の価格の上昇を招いております。このよう

な情勢から、食料の安定供給の確保、国内農業生産の増大を目指すことが重要であります。しかし、農家の現状としては、農業従事者の高齢化、後継者問題、担い手農業の育成等、種々の課題を抱えております。因みに農林省の統計によりますと、作付面積が5反以下の農家戸数は42.2%を占めており、経営者年齢は66.7歳となっております。また、5反以上1町未満の耕作は、農家戸数が30.8%・経営者年齢は65.7歳、更に、1町以上2町未満の農家戸数は17.5%・経営者年齢は64.6歳、2町以上3町未満の方々は4.7%・経営者年齢は62.3歳、更に、5町以上7町未満の方々は、農家戸数1.5%・経営者年齢58.3歳、10町以上15町未満の方々は、農家戸数0.4%・経営者年齢55.7歳となっております。当土地改良区の農業経営者の高齢化もほぼ同様の姿であります。この問題を解決すべく、且つ、環境美化を図るために東北農政局のご協力により観賞米をいただき小学生に体験農業を行わせ、夢を20年後にかけております。この事業に刺激されて、埼玉県も本年度から「みどり学校ファーム推進事業」として予算を計上されることとなりました。

次に、皆様もご存知のとおり、相続による細多に渡る農地の所有が大変進行致しまして、更に、遠隔地に住んでいる方々や或いは不明なものが非常に多くなって参り、掌握に困難をきたしておりますが、この度は、総代・理事の方々の格別なご厚志によりまして、また、ご協力によりまして成果を上げることが出来ました。私は、心から総代の皆様方に御礼を申し上げる次第でございます。



今年の冬は、地球温暖化の影響により暖かい日々が続いております。そのため、利根川上流ダム周辺の積雪状況が、例年と比較を致しまして特に少なく、このまま暖冬が続くと山の雪解けが早いと予想されます。従って、昨年と同様、かんがい期にかけて適度に雨が降るように今から雨乞いをしたいような気持ちでおるわけでございます。また、昨年8月下旬の異常気象に伴うゲリラ豪雨の影響により、栗橋町高柳地内の十王堀排水路左岸側のブロック護岸が倒壊いたしまして、これに伴う堤塘が約16メーターに亘り、崩壊する被害が発生いたしました。そこで、排水に支障が生じないように早急に応急工事を施工し、復旧工事は県の協力により本年3月県費単独事業により完成を致しました。更に昨年は、管理水路の分水ゲート等が盗まれると言う被害が発生いたしました。盗難届は、所轄の警察署に提出致しまして、通水に支障を期たさないように機材等の対応を行い、現在復旧工事を施工しております。施設の監視を引き続き行ないますが、総代さんの皆様方におかれましても、施設の状況に気付いた点がございましたら早めにご連絡をお願い申し上げる次第でございます。

次に、農業委員会の任期満了に伴い、協議を行なった結果、本土改良区から羽生市は春山理事、栗橋町は金井理事を農業委員会に推薦を致した次第でございます。また、本日ご審議頂きます各議案につきましては、理事会において慎重に審議をいたし、満場一致によって承認可決されたものでございます。また、総代各位には、数日前に議案書を配付いたしまして、充分お目通しをいただいたものと思思いますので、何卒速やかにご審議を頂き、可決賜わりますようにお願いを申し上げます。

それでは、本日上程いたしました主な議案につきまして概要をご説明申し上げます。はじめに、平成19年度一般会計並びに3特別会計の決算に関する事項と平成20年度補正予算の承認については、規約37条により求めるものであります。この件につきましては、厳正なる監査を受け、いずれも承認が得られ、本日提出を致したものであります。次に、特定施設管理基金の取崩しについては、吉利根水利組合から特定管理施設の適切な管理を行なうため、基金の一部を取崩したいとの要請に伴い、基金に関する規程第5条により承認を頂くものでございます。平成21年度の賦課金でありますが、米価の低迷が続き、農業を取り巻く状況も一段と厳しいものがございますので、賦課金は前年度同額の羽生領地区10アール当

り田4,300円、島中領地区におきましては、田・畠共に5,000円に据え置くことにいたしました。羽生領地区が対象となります宅地等排水負担金、用排水使用料は賦課金との関連におきまして前年度同様に致しました。また、地区除外決済金については、維持管理基準の算定基準から羽生領地区1m²当たり2円減額を致し田236円、島中領地区は11円減額の田・畠共に111円に改訂をさせて頂きます。

次に平成21年度一般会計収入支出予算案の概要について申し上げます。緊縮財政の中、本来の使命である組合員サービスを低下させないよう前年度当初予算比1.75%の増額45,629万円の予算案を作成いたしました次第であります。

次に、本年度実施を予定しております主な事業について申し上げます。新規事業であります農業用水水源保全対策事業は、国費100%の補助率であり、事業期間は、平成24年まで継続される事業であります。初年度は、水源地域における森林の重要性について理解を深めて頂くために普及促進活動として、パンフレットや看板等の作成を提案し、希望とおり採択となる予定でございます。次に、新農業水利システム保全対策事業により、5カ年計画の国費50%の補助率で進められていた大利根町地内の三尺北側用水路改修工事が最終年度を迎へ、本年度完成する予定であります。また、県費単独土地改良事業として、大利根町地内の沼田落排水路改良工事・堤根落排水路改良工事の2地区を要望いたしましたところ、埼玉県は100年に一度の不景気対策として緊急雇用対策に関連を致しておりますが、本年度に限り県の補助金採択枠が拡大され、両工事箇所とも希望とおり採択される予定になっております。また、施設の維持管理として、羽生市地内の宮前堰の点検整備、大利根町地内の琴寄揚水機場等のポンプ補修工事を予定致しておりますところでございます。そのほか、かんがい業務に支障を期たさないよう維持管理費・水路浚渫費・雑草刈払い費等は、昨年と同様に計上致しております。また、国・県の指導検査と経費を削減するために賦課金等徴収システム履歴管理の一元化を4カ年計画で進めております。本年度が継続事業の2年目に当たりますので、1,321万円の経費の計上を致したところでございます。このほか、ご案内申し上げました上程議案につきましては、ご審議頂き、可決賜りますように重ねてお願い申し上げまして、私の挨拶と致します。ありがとうございました。

平成21年度収入支出予算のあらまし

一般会計

単位：千円

| 収 入 | | | 支 出 | | |
|------------|---------|-----------|----------|---------|-----------|
| 科 目 | 予 算 額 | 予算額に占める割合 | 科 目 | 予 算 額 | 予算額に占める割合 |
| 1.組合費 | 196,250 | 43.0% | 1.事務費 | 105,364 | 23.0% |
| 2.財産収入 | 5,293 | 1.1% | 2.選挙費 | 1 | 0.0% |
| 3.使用料及び手数料 | 23,030 | 5.0% | 3.事務所費 | 1,511 | 0.3% |
| 4.補助金及び交付金 | 29,473 | 6.5% | 4.事業費 | 269,122 | 59.0% |
| 5.受託費 | 8,577 | 1.9% | 5.諸費 | 34,926 | 7.7% |
| 6.寄付金 | 1 | 0.0% | 6.借入金償還金 | 13,061 | 2.9% |
| 7.雑収入 | 17,665 | 3.9% | 7.諸支出金 | 23,917 | 5.2% |
| 8.借入金 | 1 | 0.0% | 8.繰出金 | 1,644 | 0.4% |
| 9.繰越金 | 51,000 | 11.2% | 9.諸帳簿整理費 | 20 | 0.0% |
| 10.繰入金 | 27,000 | 5.9% | 10.予備費 | 6,733 | 1.5% |
| 11.負担金 | 98,009 | 21.5% | | | |
| 収入合計 | 456,299 | 100.0% | 支出合計 | 456,299 | 100.0% |

平成21年度事業のあらまし

平成21年度は、次の事業を実施する予定であります。

1. 県費単独土地改良事業

| 施設名 | 施工か所 | 事業内容 |
|--------|--------------|-------------|
| 沼田落排水路 | 大利根町大字外記新田地内 | 鉄筋コンクリート柵渠工 |
| 堤根落排水路 | 大利根町大字旗井地内 | 〃 |

2. 土地改良施設維持管理適正化事業

| 施設名 | 施工か所 | 事業内容 |
|--------|---------------|--------------------------|
| 宮前堰 | 羽生市大字喜右エ門新田地内 | 堰の補修及び廻りの安全施設 |
| 琴寄揚水機場 | 大利根町大字琴寄地内 | 着脱式水中モーターポンプのオーバーホール及び交換 |

3. 新農業水利システム保全対策事業

| 施設名 | 施工か所 | 事業内容 |
|---------|------------|--------|
| 三尺北側用水路 | 大利根町大字琴寄地内 | フリューム工 |

平成21年度賦課金等について

1. 賦課金

【羽生領地区】

○賦課金は、平成21年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

| 地 区 | 賦課金(1m ² 当たり) | 期 別 | 納 期 限 |
|------------------------------------|--------------------------|-------|-------------|
| 羽 生 市 加 須 市 大 利 根 町 栗 橋 町 | 田 4.30円 畑 2.15円 | 上 半 期 | 平成21年 7月31日 |
| | | 下 半 期 | 平成21年11月30日 |

【島中領地区】

○賦課金は、平成21年1月1日現在の所有者に賦課されます。

| 地 区 | 賦課金(1m ² 当たり) | 期 別 | 納 期 限 |
|----------------|--------------------------|-------|-------------|
| 栗 橋 町 幸 手 市 | 田・畑 5円 | 上 半 期 | 平成21年 7月31日 |
| | | 下 半 期 | 平成21年11月30日 |

2. 宅地等排水負担金

【羽生領地区】

| 地 区 | 負担金(1m ² 当たり) | 納 期 限 |
|---------|--------------------------|------------|
| 羽 生 市 | | |
| 加 須 市 | 宅 地 2.15円 | |
| 大 利 根 町 | その他 0.86円 | |
| 栗 橋 町 | | 平成21年7月31日 |

3. 陸田等用排水使用料金 (1m²当たり)

【羽生領地区】

○陸田等用排水使用料は、田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、次の区分により徴収いたします。

- (1) 用排水使用料 (用水路又は排水路から取水するもの) 3.50円
- (2) 用排水使用料 (井戸から取水するもの) 1.20円
- (3) 併 用 (用水路と井戸から併せて取水するもの) 2.35円

4. 地区除外決済金

○農地転用をするときの地区除外決済金は、次のとおりです。

【羽生領地区】 (1m²当たり)

| 地 目 | 田 | 畑 |
|-----|------|------|
| 金 額 | 236円 | 118円 |

【島中領地区】 (1m²当たり)

| 地 目 | 田・畑 |
|-----|------|
| 金 額 | 111円 |

5. 目的外排水負担金

【羽生領地区】

○工場・営業排水放流をするときの目的外排水負担金は、次のとおりです。

(1 m²当たり)

| | |
|-----|-------|
| 金 額 | 2.86円 |
|-----|-------|

平成20年度事業の実施状況

平成20年度に、国及び県等の補助金を受けて行ったものは次のとおりです。

1. 新農業水利システム保全対策事業

ア) 管理省力化施設整備事業

| 施設名 | 事業費(円) | 事業量 | 施工か所 |
|-------------|------------|------|---------------|
| 三尺北側用水路改修工事 | 19,929,000 | 287m | 大利根町大字砂原・琴寄地内 |

2. 県費単独土地改良事業

| 施設名 | 事業費(円) | 事業量 | 施工か所 |
|------------|-----------|--------|--------------|
| 十王堀排水路改良工事 | 2,992,500 | 17.50m | 栗橋町大字高柳地内 |
| 沼田落排水路改良工事 | 3,622,500 | 60m | 大利根町大字外記新田地内 |
| 計 | 6,615,000 | | |

3. 土地改良施設維持管理適正化事業

| 施設名 | 事業費(円) | 事業量 | 施工か所 |
|----------------|------------|-------|-------------|
| 杓子木揚水機場補修工事 | 3,780,000 | 揚水機1式 | 大利根町大字杓子木地内 |
| 島川揚水機場モーター補修工事 | 2,047,500 | 揚水機1式 | 栗橋町大字島川地内 |
| 島川揚水機場ポンプ補修工事 | 9,009,000 | 揚水機1式 | 栗橋町大字島川地内 |
| 計 | 14,836,500 | | |

4. 維持管理事業

水路浚渫工事、水路雑草藻刈工事、水路修繕工事等を実施しました。

(羽生領地区)

| 工事名 | 施設名 | 件数 | 事業費(円) |
|----------|---------|-----|------------|
| 水路浚渫工事 | 岩瀬落排水路他 | 40 | 2,449,600 |
| 水路雑草藻刈工事 | 四ヶ村用水路他 | 118 | 46,673,020 |
| 水路修繕工事 | 豊野用水路他 | 17 | 9,920,100 |
| 樋管堰枠工事 | 宮前堰他 | 6 | 5,320,350 |
| 小計 | | 181 | 64,363,070 |

(島中領地区)

| 工事名 | 施設名 | 件数 | 事業費(円) |
|------------|----------|----|-----------|
| 水路浚渫工事 | 支線1号用水路他 | 6 | 216,600 |
| 水路雑草藻刈工事 | 小用5号用水路他 | 15 | 2,131,040 |
| 水路修繕工事 | 幹線1号用水路他 | 4 | 741,850 |
| 揚水機場等施設維持費 | 河原代下堰 | 1 | 4,788 |
| 小計 | | 26 | 3,094,278 |

※羽生領地区、島中領地区を合計いたしまして207件

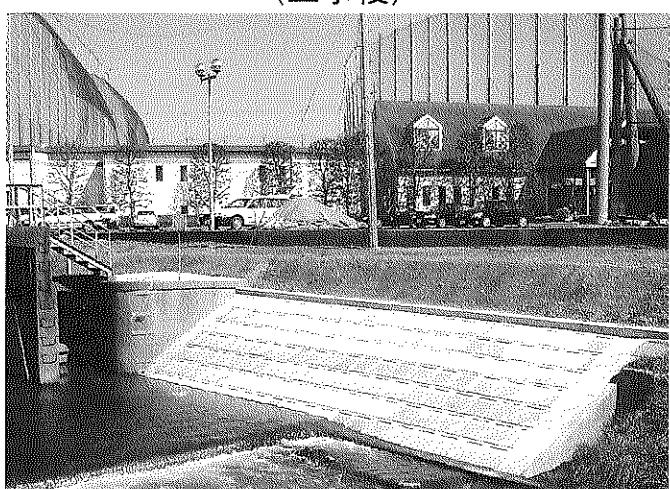
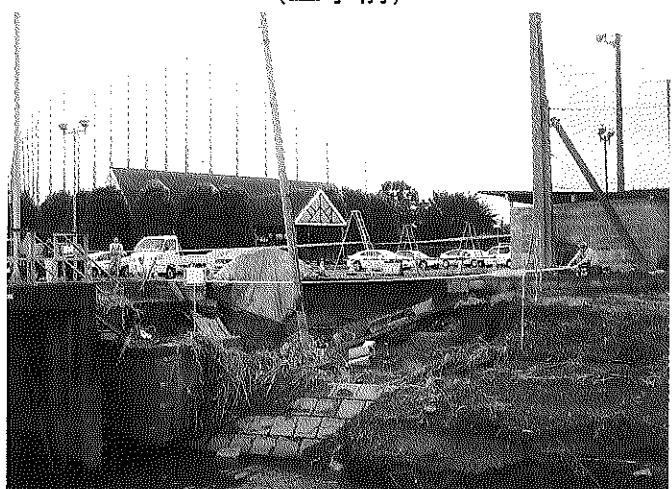
事業費合計67,457,348円となります。

平成20年度事業の完成写真

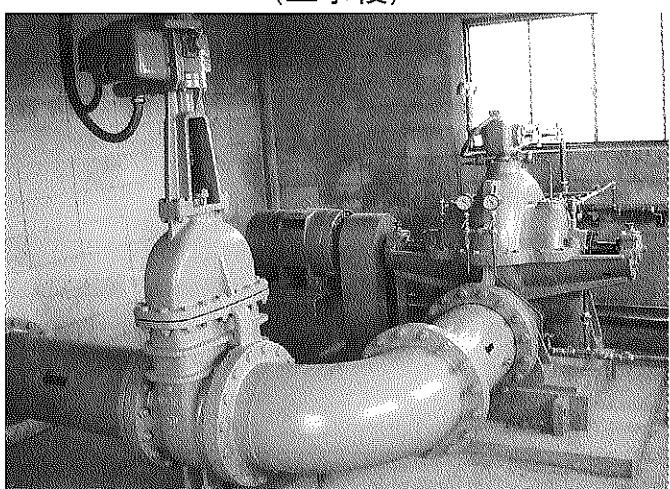
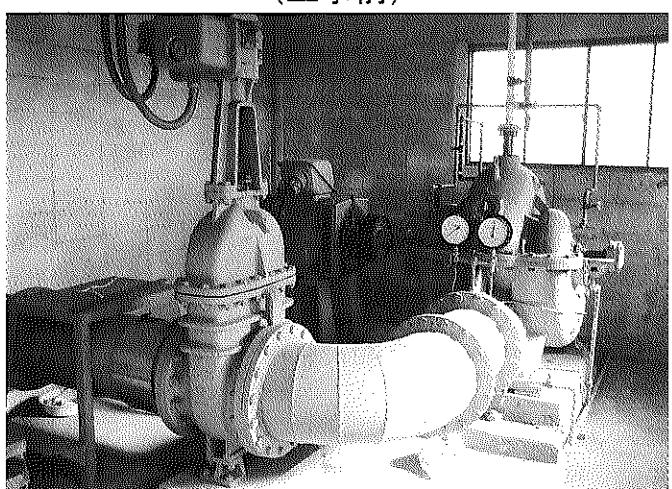
新農業水利システム保全対策事業 三尺北側用水路改修工事(大利根町大字砂原、琴寄地区)
(工事前) (工事後)



県費単独土地改良事業 十王堀排水路改良工事(栗橋町大字高柳地内)
(工事前) (工事後)



土地改良施設維持管理適正化事業 島川揚水機場補修工事(栗橋町大字島川地内)
(工事前) (工事後)

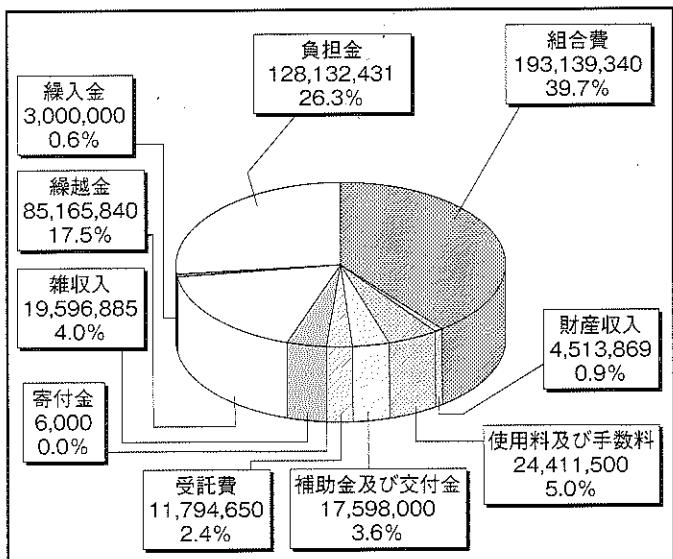


財務状況の公表

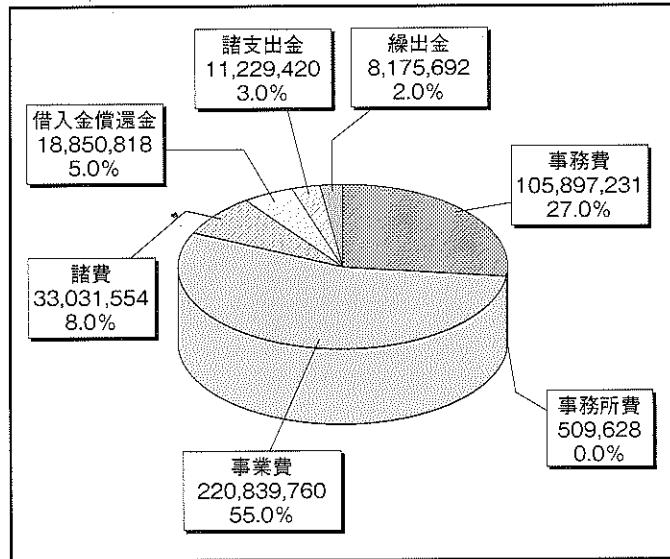
平成19年度一般会計及び特別会計収入支出決算及び財産の状況を公表します。

平成19年度決算

収入 487,358,515円



支出 398,534,103円



財產目錄

(四)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|------------|---------------|-------------|---------------|
| 流動資産 | | 長期負債 | |
| 預金 | 88,824,412 | 農林漁業金融公庫借入金 | 54,231,106 |
| 未収賦課金等 | 24,059,439 | | |
| 特定資産 | | 負債 | |
| 職員退職手当引当金 | 254,680,774 | 職員退職手当引当金 | 254,680,774 |
| 農地転用決済金引当金 | 2,437,861,660 | 農地転用決済金引当金 | 2,437,861,660 |
| 維持管理積立金引当金 | 16,129,981 | 維持管理積立金引当金 | 16,129,981 |
| 基本財産 | 745,503,000 | 基本財産 | 745,503,000 |
| 特定施設維持管理基金 | | 特定施設維持管理基金 | 71,753,770 |
| 原道機場 | | | |
| 大越機場 | | | |
| 中樋遣川機場 | 71,753,770 | | |
| 中樋東部機場 | | | |
| 吉利根機場 | | | |
| 固定資産 | | | |
| 土地（事務所敷地） | 75,690,194 | | |
| 建物（事務所・倉庫） | 110,210,000 | | |
| 水路敷 | 21,270,136 | | |
| 備品（車他） | 2,269,896 | | |
| 資産合計 | 3,848,253,262 | 負債合計 | 3,580,160,291 |

お願い

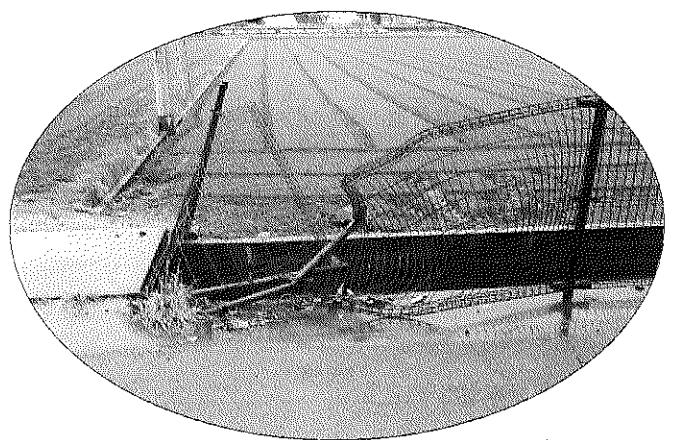
1. 水管理について

新しい米作りに伴い埼玉県は5種類の品種を打ち立て奨励を進めております。そのため、作付け形態も変わってきており年々作付けが早くなっていますが、水量については、許可水利権のため総量規制、期別水量が決められており、それ以上の取水ができませんので、ご理解ご協力を頂き円滑に通水ができますようお願いいたします。

用水は貴重な資源ですのでお互いゆずりあって有効に利用いたしましょう。また、各分水口の調整をこまめに行い、掛け流しをしないようにし下流地域に流すようお願いいたします。

2. 施設の破損・盗難について

最近、自動車、農機具等の接触により土地改良施設（フェンス等）の破損が多くなっています。また、昨年から今年にかけて盗難が相次ぎ、施設のミニセットゲート（分水口ゲート）の本体等が盗まれ水配に影響がでました。現場を目撃した場合、速やかに当土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いいたします。



3. 水路の安全について

かんがい期間中は水の水位が上がっており、危険ですので川の近くで遊んでいる小さな子供たちを見かけましたら一声かけ、注意をお願いいたします。

※境界確認申請について

当土地改良区の管理施設と接している土地との境界が不明な場合、境界確認申請をしてください。
なお、申請用紙は当土地改良区に用意しております。

4. 農地の調査について

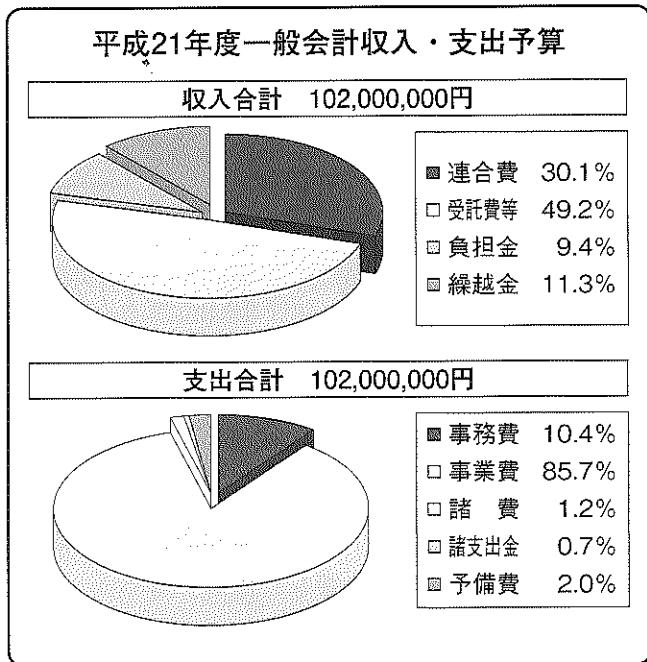
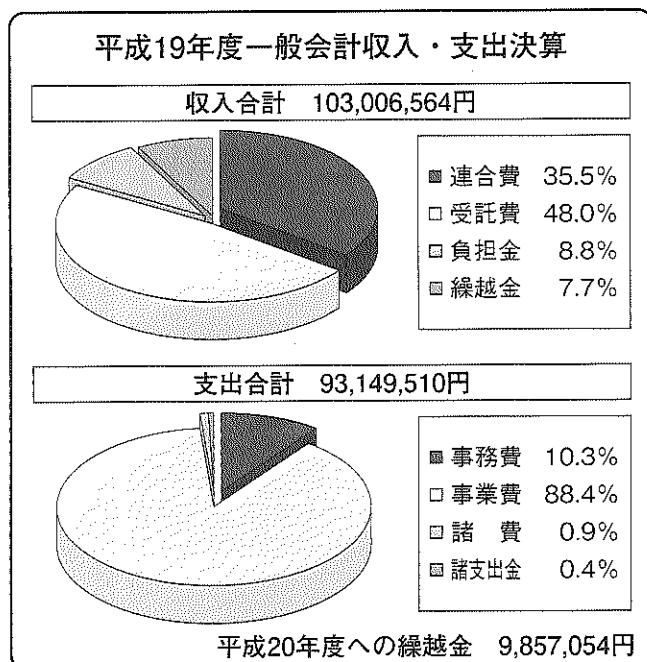
栗橋町において、農地の現況調査を行なっておりますので、組合員の皆様には、よろしくご理解をお願いします。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

本土地改良区連合は、利根中央事業で整備された地域の農業用水を一元的に管理することによって、公平な水配分と安定した用水の供給を図るため、葛西用水路土地改良区と羽生領島中領用排水路土地改良区が合併するまでの過渡的な形態として、平成15年5月に設立されてから、6年間が経過し、7年目を迎えております。

平成20年度の全地域のかんがいに使用した用水の総取水量は、3億5千2百万トンで許可水利権総量の88%と、非常に効率的な水運用が出来ております。水源地である利根川上流域のダム群の貯水量も平成21年4月中旬時点では、平年値を上廻る比較的安定した状況で推移しておりますが、融雪は平年よりも早く、すでに消雪しております。用水は、大切に使用し、節水にご協力をお願い致します。今後も地域全体の用水が安定的に供給出来るよう合理的な管理調整に努めてまいります。

《平成21年2月26日(木)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》

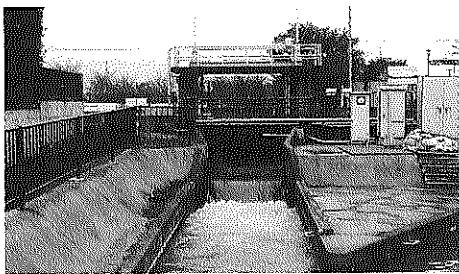


◆平成21年度所属土地改良区の連合費賦課額

| 所屬土地改良区 | 賦課額 |
|-----------------|-------------|
| 葛西用水路土地改良区 | 18,810,000円 |
| 羽生領島中領用排水路土地改良区 | 11,880,000円 |
| 連合費 総賦課額 | 30,690,000円 |

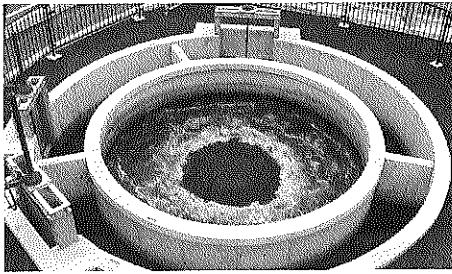
◆ ◆ ◆ ◆ 管内の基幹的な水利施設 ◆ ◆ ◆ ◆

南方用水路分水工 (羽生市小須賀地区)



○埼玉用水路から取水する最初の分水工であり、羽生領区域を流下する南方用水路に分水している。

金野井用水路の円筒分水工 (吉川市上内川地区)



- 金野井用水路の末流に設置された円筒の分水工で新用水路・中用水路・元用水路の三用水路に分水している。

これまでに紹介した基幹水利施設

- ①利根中央総合管理所 監視室（平成17年度）
②金野井揚水機場（平成18年度）
③二郷半領揚水機場（平成19年度）
④埼玉用水路及び葛西用水路（平成20年度）

【こんな時は必ず届け出をお願いします】

組合員資格得喪通知

組合員の資格等の変更があった場合

1. 組合員が死亡（相続）されたとき
 2. 土地の所有権・耕作者の移動があつたとき
 3. 住所の変更が生じたとき
 4. 農業者年金等による組合員に交替があつたとき

| 組合員 | 姓 | 名 | 性別 | 誕生日 | 耕種面積 | 耕種地主 | 耕種地主 | 耕種地主 |
|----------------------|--------------------------------------|--------------------|--------------------|-----|------|------|------|------|
| 羽生町島中領用排水路土地改良理事長 様 | | | | | | | | |
| 土地改良法第43条第1項により通知します | | | | | | | | |
| 得失の原因 (○で囲む) | 1. 農地法第3条(所有権移転、使用貸借権、 使用収益権、貸借権) | 住所 | | | | | | |
| | 2. 農地法第20条(合意解約) | 氏名 | ㊞ | | | | | |
| | 3. 農業地代控除増進法(利用権) | 生年月日 | 明治、大正、昭和、平成 年 月 日生 | | | | | |
| | 4. 前3項目以外の所有権移転 (売買、相続、贈与、交換) | 住所 | | | | | | |
| | 5. その他 () | 氏名 | ㊞ | | | | | |
| | 生年月日 | 明治、大正、昭和、平成 年 月 日生 | | | | | | |

陸田耕作面積等の申告について(羽生領地区)

陸田耕作面積の異動があった場合

1. 新たに陸田耕作を始めるとき
 2. 耕作地を休耕したとき又は、耕作面積を増減したとき
 3. 貸借関係に移動があつたとき
 4. 取水方法(用排水路・井戸)を変更したとき
 5. 耕作者の住所・氏名を変更したとき

| 陸田耕作面積等の申告について | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|------|------|------|----|------------------------|------|--------|--|-----|
| 羽生町島中額用排水路土地改良区 理 事 長 野 中 英 二 様 | | | | | | | | | |
| 平成 年 月 日 | | | | | | | | | |
| 申請人 住 所 | | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | | | | |
| 平成 年度分の用排水使用料に伴う陸田耕作を、下記のとおり申請いたします。 | | | | | | | | | |
| 記 | | | | | | | | | |
| 所 在 地 | | | | 地目 | 作付面積 (m ²) | 作付状況 | 用水使用区分 | | 備 考 |
| 市 市 | 町 大字 | 村 小字 | 番 地番 | | | | | | |

×複数耕作用耕の異動についても、吉川町吉村になつておりますので、上記のようなときは必ず異動申告書の提出を希望します。

• 100 •

地区除外由讀書及び農地転用等の通知書(調整区域・市街化区域)

農地を農地以外に転用するとき

- ## 1. 農地を宅地等へ転用するとき

※市街化区域内における農地の転用は、地区除外申請書のみの届出をお願い致します。

| | |
|---|----------|
| 様式番号 | 規則第 1 号 |
| 申請場所 | 第 1 号 |
| | 平成 年 月 日 |
| 年月日 | 平成 年 月 日 |
| 組合員 | 組合員登録番号 |
| 会員名 | 会員名 |
| マイナンバー | マイナンバー |
| 氏名 | 姓 |
| | 性別 |
| 所在地名 | |
| 京都市左京区中野二丁目 | |
| 地区除外申請書 | |
| 羽生原農地排水組合長 | |
| 羽生原農地排水組合長 | |
| 農地転用等の通知書 | |
| 平成 年 月 日通知に係る土地について平成 年 月 日 以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外された申請する。 | |

農地の一時転用等の通知書

農地を改良するとき

1. 土盛りをするとき
 2. 田から畠に地目を変更するとき
 3. 資材置場等に一時使用するとき

北京朝阳区南湖路水土流失改良区
第一、二期工程

農地の一時転用等の通知書

E. 公園、案内図、現況写真、壁立の計測図

◎各課は別途紙面へ土地認定区事務所に備えてあります。なお、ホームページからも
閲覧が可能になります。

【注 意】

★市街化区域の農地を転用する場合には、土地改良区へ地区除外申請書の提出及び地区除外決済金の納入が従来どおりとなっておりますので、届出をお願いします。

★公共事業（道路・施設等）の用地として買収されたときは、地区除外決済金の納付が発生します。このことにつきましては、事業主体（買収者）と十分な話し合いをして疑義が生じないようお願いします。

【口座振替について】

■土地改良区費、陸田等用排水使用料、宅地等の排水負担金、目的外排水負担金、施設使用料の納付は、便利な口座振替をご利用下さい。

なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座から引き落としが出来ませんので、早めに変更の手続きをお願いします。

担当：財務課

★口座振替のできる金融機関

- | | | | |
|------------|------|-----------------|------|
| 1. 埼玉りそな銀行 | 本・支店 | 7. 埼玉県信用金庫 | 本・支店 |
| 2. りそな銀行 | 本・支店 | 8. 中央労働金庫 | 本・支店 |
| 3. 足利銀行 | 本・支店 | 9. ほくさい農業協同組合 | 各支店 |
| 4. 武蔵野銀行 | 本・支店 | 10. 埼玉みずほ農業協同組合 | 本・支店 |
| 5. 群馬銀行 | 本・支店 | 11. ゆうちよ銀行 | |
| 6. 東和銀行 | 本・支店 | | |

水路にゴミを捨てないようにご協力ください!



ゴミ処理の費用（概算費用1,300千円）は組合員が納付する賦課金によって賄われております。

お互いに水路にゴミを流さないように気をつけましょう。

《表紙写真》

埼玉県加須農林振興センター主催の農業用水の役割について、水路の説明や魚類等の観察を行う総合学習の一環です。